

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加	
税 目	自動車重量税	
要 望 の 内 容	<p>最新の環境性能を有する中量車の一部（車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のガソリン・ディーゼル貨物自動車）について、環境性能の優れた自動車に対する自動車重量税を軽減する特例措置の対象に追加をする。</p> <p>【現行の措置】</p> <p>免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車含）、天然ガス自動車（4 輪重量車）、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車 <p>75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつ燃費基準+25%達成車、ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 <p>50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつ燃費基準+15%達成車、重量車 かつ重量車燃費基準達成車 <p>【関係条文】</p> <p>租税特別措置法 第 90 条の 12 同法施行規則 第 40 条の 2</p>	
	減収見込額 （平年度）	738 百万円 （本則からの減収額 298 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

環境負荷の小さい自動車社会を構築し、大都市を中心とした大気汚染問題に対応するため、取得段階・保有段階にある環境負荷の大きい自動車をより環境負荷の小さい自動車への代替を促すことにより、大気汚染の改善、CO₂排出量の削減を図ることを目標とする。

中量車の一部（車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下）においては、2015 年度燃費基準より新たに燃費基準が設けられたことから、2010 年度燃費基準を達成要件とする現行インセンティブ税制の対象となっていないため、当該区分を特例措置の対象とする。

(2) 施策の必要性

引き続き深刻な状況にある大気汚染問題や、京都議定書が批准されたことによる地球温暖化問題への対応のため、自動車の燃費性能と排出ガス性能を向上させることにより、CO₂及びNO_x・PMなどの大気汚染物質の排出量を一層削減させることが必要不可欠である。

京都議定書の削減目標である 6%の達成に向け、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されたところであるが、同計画の中で運輸部門では「トップランナー基準適合車の拡大・普及」「燃費改善の優れた自動車の普及」「クリーンエネルギー自動車の普及」といった対策が盛り込まれており、税制上の措置を講じ、低公害車の普及を進めていくこととしている。

また、「新・国家エネルギー戦略」により、2030年に向けて石油依存度を80%まで低減すると同時に、エネルギー効率を現状から30%改善するという2つの目標を示しており、この目標を実現するために「次世代自動車・燃料イニシアティブ」においては、ハイブリッド自動車等をはじめとした低公害車の重要性、将来の普及のあり方等が示されたところである。

さらに、昨年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、2050年までに現状から60～80%のCO₂排出削減目標を掲げ低炭素社会の実現を目指すとされており、その実現のためにも2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入するという野心的な目標が示されている。

中量車の一部（2.5t 超～3.5t 以下）において、2015 年度燃費基準を達成する車両の市場投入が近々見込まれることから、ユーザーの取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能の優れた自動車の加速度的な普及を図るためにも、その他重量区分の車両と同様、自動車重量税の時限的減免措置の対象とすることが必要。

(3) 要望の措置の妥当性

各種法律に規制された公害原因物質の排出等を削減するために、規制措置のみならず、経済的にインセンティブを付与することで公害の発生を防止することを期待するものであり、本税制を通じた支援は自動車購入者がより環境負荷の小さい自動車を選好するインセンティブとなり、また、自動車メーカーの低公害車開発意欲にも繋がることから極めて有効である。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興 5. エネルギー・環境政策 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
	政策の達成目標	環境負荷の小さい自動車社会を構築する観点から、低燃費車かつ低排出ガス認定車の普及拡大を目指す。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	環境負荷の小さい自動車社会を構築する観点から、低燃費車かつ低排出ガス認定車の普及拡大を目指す。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	自動車税のグリーン税制・自動車取得税の特例措置（時限的減免措置・低燃費車特例・低公害車特例等）に対する対象自動車の区分の追加
	予算上の措置等の要求内容及び金額	環境対応車への買い替え・購入補助制度（21年度補正予算 3700億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	環境対策と内需拡大を同時に達成するため、同一の対象車両に対して、税・予算措置の両面により措置するもの。予算措置については単年度の緊急経済対策として実施している。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	-
	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、また初回の継続検査等を受けるものについて、自動車重量税を減免する特例措置を創設。	